

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年7月15日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構 仙台南病院  
院長 朝倉 徹

◎調達機関番号 903 ◎所在地番号 04 ◎品目分類番号 22

## 1 競争に付する事項

(1) 調達件名 独立行政法人地域医療機能推進機構仙台南病院  
医用画像保管システム更新

(2) 場 所 宮城県仙台市太白区中田町字前沖 143 番地  
独立行政法人地域医療機能推進機構仙台南病院

(3) 内 容 当院医用画像参照システム

(4) 履行期限 契約締結日から令和4年9月30日（木）

(5) 入札方法

- ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
- ② 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

## 2 競争参加資格

(1) 次の①、②又は③のいずれにも該当しない者であること。

① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しく

は数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由なく契約を履行しなかった者

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八 前各号に類する行為を行なった者

③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者

(2) 厚生労働省から東北地域における「物品の製造」及び「物品の販売」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、東北地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

(3) 厚生労働省から東北地域における「物品の製造」及び「物品の販売」において A、B、C 等級のいずれかに属していること。また、(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に東北地域における「物品の製造」「物品の販売」において A、B、C 等級のいずれかに属していること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人地域医療機能推進機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に基づく医療用具の販売業の届出をしていることを証明した者であること。

(7) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている事を証明した者であること。

(9) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。

- (10) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しないものであること。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部署

〒981-1103 宮城県仙台市太白区中田町字前沖 143 番地  
独立行政法人地域医療機能推進機構 仙台南病院 総務企画課（経理）契約係  
電話 022-306-1711 内線 244

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和4年7月15日（金）から令和4年8月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日8時30分から17時15分）までに(1)担当部署にて「機密保持に関する誓約書」（本公告別添）と引き換えに交付する。

なお、やむを得ず来所が困難な者については、郵送にて交付を行うので、(1)担当部署へ期日に余裕を持って早めに連絡すること。（郵送費用は交付請求者負担とする。）

#### (3) 申請書の提出期間、場所及び方法

令和4年7月15日（金）8時30分から令和4年8月25日（木）17時15分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）までに(1)担当部署に持参又は郵送すること。（作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、当該経理責任者による競争参加資格の確認以外に無断で使用する事はできない。また、提出された資料は返却されない。）

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

令和4年8月29日（火）11時30分。仙台南病院2階第一会議室（ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、令和4年8月25日（木）17時00分までに(1)担当部署に必着すること。）

### 4 その他

#### (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

#### (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

#### (3) 入札書に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書に基づき競争参加資格に関する証明書等を指定された日時までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から該当書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

#### (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

#### (5) 契約書作成の要否 「要」

#### (6) 契約の相手方の決定方法

本公告に示した役務を履行できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出

した入札者であって、契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内かつ最低価格でもって有効な入札を行なった入札者を落札者とする。

(7) 入札関係書類の交付と説明

希望する方は、上記「3」の担当者あて連絡し、予約を取ったうえで来院のこと。来院の際には、本公告添付の「機密保持に関する誓約書」を熟読の上、会社名・代表者名を記名押印したものを担当者に提出すること。

(8) 詳細は入札説明書による

(入札説明は関係書類交付時に個別対応する。)

## 6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Picture Archiving and Communication Systems, 1set
- (2) Time-limit for tender : 17:15 PM August 25 , 2022
- (3) Contact point for the notice : Takaya Akinori, Japan Community Health Care Organization Sendaiminami Hospital, 143 Maeoki, Nakada-machi, Taihaku-ku Sendai 981-1103 Japan Tel 022-306-1711

## 機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構  
仙台南病院  
院長 朝倉 徹 殿

住 所（所在地）  
氏 名（法人名） 印  
（代表者名）

電話番号：（ ）  
E-mail：

（以下「当社」という。）は、独立行政法人地域医療機能推進機構仙台南病院診療放射線科医用画像保管システム（以下「本件目的」という。）を行うにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

## （機密情報の定義）

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- （1） 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- （2） 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- （3） 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- （4） 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- （5） 貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

## （機密情報の取扱い期間）

第2条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

## （表明及び保証）

第3条 貴機構が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行わないことを当社は了承します。

- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、貴機構より指定された地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。